

2015 年度 研究助成 募集要項

公益財団法人 日工組社会安全財団

1 助成の目的

人々が犯罪とかかわりなく安全で安心して生活できる社会を実現するためには、民・官を問わない多様な活動が必要です。本助成は、これらの活動に理論的根拠及び実証的根拠を与える意欲的な研究を振興することを目的としています。

2 研究分野

少年非行防止対策、子ども・少年・女性・高齢者を対象とする犯罪等の防止対策、組織犯罪対策、薬物銃器犯罪対策、犯罪の国際化への対策、犯罪被害者支援対策、マイノリティ・マジョリティの安全安心な共生のための対策等に関連する幅広い分野の研究を対象とします。

3 助成種別・助成額

| 助成種別 | 助成の対象 | 1 件当たりの助成額 |
|--------|---------------|---------------|
| 一般研究助成 | 個人又はグループによる研究 | 300 万円を上限とする。 |
| 若手研究助成 | 35 歳以下の個人研究 | 100 万円を上限とする。 |

4 応募資格

(1) 一般研究助成・若手研究助成に共通する事項

- ① 国籍・性別は問わない。
- ② 日本語による意思の疎通が十分にはかれること
- ③ 次のいずれにも該当しないこと
 - (ア) 同一の題名又は内容で既に科学研究費等の競争的資金及び他の財団等からの助成金を受けているか、又は採択が内定している者
 - (イ) 前年度に当財団から研究助成を受けた研究の研究代表者

(2) 一般研究助成

- ① 公募対象の研究分野に関する研究者、又は実務家であること
- ② 大学院修士課程（博士前期課程）修了、又はこれと同等の研究能力があること
- ③ 助成期間中、日本国内に研究、又は活動のための拠点を有すること

(3) 若手研究助成

- ① 大学院に在学しているか、又はその課程を修了した研究者で、2015 年 4 月 1 日現在において満 35 歳以下であること
- ② 日本国内の居住の有無は問わない。

5 募集期間

2014年11月1日(土)～2014年11月30日(日) (郵送は当日消印有効)

6 応募方法

応募には「ウェブ申請」と「助成申請確認書類の郵送」の両方が必要です。当財団ウェブサイト「研究助成トップページ」の「研究者登録」を行った上で、「研究者専用ログイン」から応募してください。「研究者登録」は募集期間にかかわらずいつでも登録ができます。

ウェブサイト：<https://www.syaanken.or.jp/kenkyu/>

郵送先：〒101-0047 東京都千代田区内神田1丁目7番8号 大手町佐野ビル6階
公益財団法人 日工組社会安全財団 一般又は若手 研究助成 募集係

【助成の流れ】

| | |
|------------|-------------------|
| 募集期間 | 2014年11月1日～11月30日 |
| 選考・内定 | 2015年1月下旬～2月上旬 |
| 決定・採否通知 | 2015年3月上旬 |
| 覚書締結 | 2015年4月上旬 |
| 助成金交付 | 2015年4月下旬 |
| 経過報告書類提出期限 | 2016年3月15日 |
| 最終報告書類提出期限 | 2016年10月15日 |

7 所属機関長の承認及び推薦状

助成の種別にかかわらず、応募には所属機関長の承認が必要です。「所属機関長の承認書(様式4)」に公印をもらい郵送してください。承認者は、大学の学長、学部長、研究科長、法人・団体の代表者又はこれに準ずる方とします。学生の場合は指導教員又は研究科長とします。

若手研究助成に応募する方で、推薦者がいる場合は推薦状(様式5)に推薦者の押印をもらい郵送してください。

8 選考方法・採否通知・公表等

(1) 選考方法

申請書類をもとに当財団が設置した研究助成選考委員会の審査を経て、当財団理事会(2015年3月上旬開催予定)で決定します。

選考委員(委員長以下五十音順)

- 委員長 前田 雅英 (首都大学東京教授 刑事法学)
- 委員 耳塚 寛明 (お茶の水女子大学理事・副学長 教育社会学)
- 委員 村松 励 (専修大学教授 犯罪心理学)

委員 矢島 正見 (中央大学教授 犯罪社会学)
委員 山本 俊哉 (明治大学教授 都市工学)

(2) 助成金の査定

申請金額を減額査定した場合は、減額後の金額による助成の諾否を研究代表者に問い合わせます。問い合わせの時期は2015年2月中の予定です。

(3) 採否通知

当財団理事会において決定後、申請した研究代表者全員にEメールで採否を通知します。採否の理由等の照会には回答いたしかねますのでご了承ください。

(4) 公表等

- ① 採択された場合は、研究代表者の氏名、所属研究機関等、職名、研究テーマ、研究計画概要、研究報告書を当財団のウェブサイトで公表します。研究計画概要及び研究報告書の公表期間は5年間です。
- ② 研究成果の概要は国立情報学研究所の「民間助成研究概要データベース」に当財団が登録します。

9 助成金の交付

助成金は当財団との覚書を締結後、研究代表者本人が所有する日本国内の銀行口座へ2015年4月下旬を目途に振り込みを行います。

(注意事項)

当助成金は研究代表者個人に対して交付するもので、大学等の所属研究機関等に直接寄附する奨学寄付金等の方式は採りません。

10 助成金の管理

- 助成金は、研究代表者の個人管理が原則です。
- 研究代表者が所属研究機関等に対して募集要項、研究助成費目一覧表、覚書を含む関連様式及び採択者に公開する研究助成の手引きを示して、その内容を遵守することに同意を得られた場合に限り、研究代表者が所属研究機関等に助成金を移し替えて利用すること及び所属研究機関等に助成金の管理、支出に関する報告書類の作成を委任することを認めます。
- 研究終了後、残金がある場合は返金する必要があります。

11 助成期間及び助成金の支出期間

2015年4月の助成金の振込日から2016年9月30日までの期間とします。

12 助成対象となる費用

- 2015年度助成申請書の研究に直接関係する費用に限ります。
- 「2015年度研究助成費目一覧表」に記載されている費用

- 領収書（原本）を提出できること

（注意事項）

助成金を所属研究機関等に委任する場合、所属研究機関等の間接経費、事務経費、オーバーヘッドは助成金の費用として認めません。助成対象者として決定された後に所属研究機関内で免除手続きを行ってください。

13 報告書類の提出期限

- (1) 経過報告書類 提出期限：2016年3月15日

<提出書類> 研究経過報告書、支出明細書、領収書（原本）等

- (2) 最終報告書類 提出期限：2016年10月15日

<提出書類> 研究報告書、会計報告書、支出明細書、領収書（原本）等、非公開調査資料、データベース登録用紙、研究に伴う成果物

（注意事項）

助成金を所属研究機関等に委任する場合、領収書（原本）の提出を免除しますが、助成金の使途に不明な点があった場合、領収書のコピーを提出していただくことがあります。

14 研究代表者の義務等

募集要項、研究助成費目一覧表、採択者に公開する研究助成の手引き及び提出書類の様式は毎年変更しています。当該募集年度の書類をよく確認の上、助成を受けて下さい。

- (1) 覚書の締結

助成決定後、当財団と「研究助成に関する覚書」を締結していただきます。

- (2) 報告書類の提出

当財団への報告書類は、当財団が指定する様式を使用し、提出期限を遵守してください。

- (3) 変更に関する連絡

- ① 研究代表者及び共同研究者の所属や研究代表者の連絡先に変更が生じた場合は、遅滞なく連絡してください。
- ② 研究遂行上、予期しない困難や止むを得ない事情により研究計画の変更、研究方法の変更、研究の中止が必要な場合は、当財団の事前承認を要します。必ず、事前に連絡してください。
- ③ 助成金交付時の支出計画と比較し、一つの項目において20万円を超える使途の変更が発生する場合は、事前に当財団に相談し、承認を得てください。

- (4) 研究成果の発表

- ① 当財団の助成により得られた研究成果は積極的に発表していただくようお願い致します。研究成果を発表する際は、当財団から助成を受けた旨を明記してください。
- ② 別刷り等を作成した際は当財団へ1部お送り下さい。

（注意事項）

- 助成申請から助成終了までの間、研究代表者を交代することはできません。
- 助成申請書に記載した研究テーマを変更することはできません。

15 義務違反に対する措置

次のいずれかに該当する場合、助成金の全額又は一部の返金を求めることがあります。又、採択年度の翌年度以降の応募資格を失うことがあります。

- (1) 採択された研究以外の用途に助成金を使用したとき
- (2) 当財団の承認を得ず研究の遂行を中止したとき、研究の規模を著しく縮小したとき
- (3) 研究内容に著しい変更が認められたとき
- (4) 助成申請書に記載すべきことを故意に記載しなかったとき、又は虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (5) 助成対象者としての義務に著しく反する行為があったとき

16 その他

- (1) 個人情報の取り扱い
 - ① 申請書類から得た研究代表者の個人情報は、審査、選考、採否通知、採択された場合の公表、事務作業、次年度以降の募集の案内をする際に使用します。
 - ② 上記の個人情報は、法令で認める場合を除き、本人の同意なく上記目的以外には使用しません。
- (2) 知的財産権について
当助成の成果に基づく特許又は実用新案等の知的財産権に関し、当財団は権利を主張しません。
- (3) 本募集に関する照会について
 - ① 本募集に関する質問等は下記の研究助成専用問い合わせフォームからお問い合わせください。

研究助成専用 問い合わせフォーム：
https://www.syaanken.or.jp/kenkyu/?page_id=10
 - ② 電話、ファックスでの問い合わせには対応いたしかねますのでご了承ください。
 - ③ 募集期間中は問い合わせが集中します。時間に余裕をもってお問い合わせください。